

---

平成30年 第91回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 5 日）

平成30年12月18日（火曜日）

---

議事日程（第 5 号）

平成30年12月18日 午前 9 時開議

- 日程第 1 議案第90号 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第91号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第92号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第93号 平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 5 議案第94号 平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 6 議案第95号 平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 7 議案第96号 平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 8 議案第97号 平成30年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 9 議案第98号 平成30年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第10 議案第99号 平成30年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第11 議案第 100号 平成30年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第12 議案第 101号 平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第13 議案第 102号 肉用牛生産施設建築工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 意見書案第 3 号 防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書の提出について
- 日程第15 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第90号 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第91号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

の一部改正について

- 日程第3 議案第92号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第93号 平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第5 議案第94号 平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第6 議案第95号 平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第96号 平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第97号 平成30年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第98号 平成30年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第99号 平成30年度新温泉町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第100号 平成30年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第101号 平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第102号 肉用牛生産施設建築工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 意見書案第3号 防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書の提出について
- 日程第15 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

---

出席議員（16名）

1番 池田宜広君	2番 太田昭宏君
3番 岩本修作君	4番 阪本晴良君
5番 森田善幸君	6番 中井次郎君
7番 重本静男君	8番 小林俊之君
9番 谷口功君	10番 宮本泰男君
11番 河越忠志君	12番 浜田直子君
13番 平澤剛太君	14番 竹内敬一郎君
15番 中村茂君	16番 中井勝君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 仲 村 祐 子君 書記 ..... 中 井 勇 人君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	西 村 銀 三君	副町長 .....	田 中 孝 幸君
温泉総合支所長 .....	太 田 信 明君	牧場公園園長 .....	池 内 俊 久君
総務課長 .....	仲 村 秀 幸君	企画課長 .....	井 上 弘 君
税務課長 .....	長谷阪 治君	町民課長 .....	谷 田 善 明君
健康福祉課長 .....	森 本 彰 人君	商工観光課長 .....	岩 垣 廣 一君
農林水産課長 .....	松 岡 清 和君	建設課長 .....	山 本 輝 之君
上下水道課長 .....	北 村 誠 君	町参事 .....	土 江 克 彦君
浜坂病院事務長 .....	吉 野 松 樹君	会計管理者 .....	中 村 光 春君
こども教育課長 .....	西 村 徹 君	生涯教育課長 .....	川 夏 晴 夫君
調整担当 .....	小 谷 豊 君		

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第 9 1 回新温泉町議会定例会 5 日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、条例の改正並びに平成 3 0 年度一般会計及び特別会計、公営企業会計補正予算などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） おはようございます。定例会 5 日目の開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、年の瀬の極めて御多忙な中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会は、追加議案として条例案 3 件、補正予算案 9 件、事件案 1 件につきまして御審議をお願いいたたく存じます。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げます。開会時の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、

第91回新温泉町議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

日程第1 議案第90号

○議長（中井 勝君） 日程第1、議案第90号、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成30年8月10日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） それでは、議案第90号、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

最初に、追加の審議資料29ページをお開きいただきまして、そこに給与勧告の骨子を示しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。このたび追加で御提案いたしております本議案第90号、さらに第91号、それと第92号の根拠となるものでございます。平成30年8月10日に人事院勧告が出され、11月6日に勧告どおりの閣議決定、それから給与法の改正を国会へ提出いたしております。11月28日には参議院本会議で可決、成立しております。

本年の給与勧告のポイントでございますが、月例給、それからボーナスともに引き上げとなり、これで5年連続のプラスとなります。給与勧告制度の基本的考え方をその29ページに示しておりますが、人勧は労働基本権制約の代償措置として国家公務員の一般職を対象として行われるもので、我々地方公務員は国家公務員に準ずることを基本としておりますので、この人事院勧告に基づき、地方公務員も給与改定を実施するものでございます。この改定に当たりましては、民間準拠という考え方に立って、民間給与との較差に基づき実施するものでございます。

内容につきまして、30ページに示しておりますが、先に月例給でございますが、初任給を1,500円、若年層は1,000円程度、そのほかは400円の引き上げを基本に改定することで、平均改定率は約0.2%となります。

次にボーナスでございますが、民間の支給状況を踏まえて、4.40月から4.45月分と0.05月分引き上げとなり、それを勤勉手当に配分いたします。また、ボーナス改定は2段階に分けて実施いたしますので、条例改正は全て2条立てということになっております。30年度は6月期が支給済みですので、12月期の勤勉手当に引き上げ分の0.05月分を加えて、それと、31年度以降は期末勤勉の年間支給月数の4.45月分を、期末は1.30、勤勉は0.925月と、6月期と12月期にそれぞれ均等に分けて、合計

2.2.2 5月分ずつ支給することになります。

それと、その他として宿日直手当が200円増となり、医師の手当も2万1,000円となります。

実施時期は、本年4月1日に遡及適用し、ボーナスについて、支給月における支給月数を同じとする規定は、先ほど説明したとおり、平成31年4月1日施行となります。

27ページに戻っていただきまして、議案第90号の改正条例新旧対照表でございます。適用日あるいは施行日の関係上、2条立てとなっております。改正条例第1条は平成30年4月1日適用、第2条は平成31年4月1日施行となります。

まず、第1条関係ですが、議員については、人勸のボーナス引き上げ分の勤勉手当への配分に準じて期末手当へ配分し、第5条第2項で、期末手当の額の規定のうち、本年度は12月分で調整することとし、標準で100分の5、0.05月分を引き上げて100分の227.5とし、その他、在職期間に応じて表のとおりといたします。

次に、28ページの第2条関係ですが、第1条の改正案が現行となります。現行では6月1日、12月1日の基準日の在職期間ごとにそれぞれ異なる割合を乗じることとしておりましたが、改正案では各基準日における割合が同じとなって、したがって、在職6カ月では6月期も12月期も100分の217.5となります。合計で29年度と比較すれば0.05月分の引き上げとなります。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則として、施行期日でございます。第1条で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行いたします。2項で、第1条関係は平成30年4月1日から適用いたします。

附則第2条におきましては、期末手当の内払い規定でございます。既に支払い済みの期末手当におきましては、改正後の規定による期末手当の内払いとみなすというものでございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し討論を省略して採決したいと思いますが……（発言する者あり）討論があるようです。

それでは、本案に対して、最初に、反対の討論を許可いたします。

3番、岩本修作君。

○議員（3番 岩本 修作君） 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対討論をさせていただきます。

今、厳しい財政状況の中、議員になってからいろいろ要望、提案等していきましたが、

なかなか予算の都合上できない部分があります。そういった状況の中で、その議員の報酬を上げるのではなく、町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりのほうに、わずかですけど、そういった方向に予算をつけていってもらえたらなと思い、反対討論をさせていただきました。どうか議員の皆さんも、この私と同じ考えある方はぜひ賛同していただきたいと思い、反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

9 ですね。

起立 9 名。多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 2 議案第 9 1 号

○議長（中井 勝君） 日程第 2、議案第 9 1 号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成 30 年 8 月 10 日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 議案第 9 1 号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

先ほどの議会議員と同様でございまして、町長それから副町長、教育長が該当いたします。改正条例第 1 条関係の改正案で、第 4 条第 3 項において、12 月期の期末手当の額を、6 カ月の標準で、現行より 100 分の 5、0.05 月分引き上げて、100 分の 227.5 の割合に改正いたします。

それから第 2 条関係では、6 月期と 12 月期の期末手当の割合を同じにして、在職期間 6 カ月ならば、基礎額 200 分の 217.5 ずつを乗じて得た額とします。

条例本文ですが、附則第 1 条として、この条例は公布の日から施行するが、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行いたします。2 項で、第 1 条の規定による改正後の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用するということです。附則第 2 条は既払い規定で、支給済みの期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなします。

以上、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第92号

○議長（中井 勝君） 日程第3、議案第92号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成30年8月10日の人事院勧告及び平成28年8月8日の人事院勧告における経過措置に鑑み、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 議案第92号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。給料それから勤勉手当、宿日直手当の引き上げという内容でございます。

それでは、追加の審議資料33ページをごらんいただきたいと思います。条例の新旧対照表でございます。2条立てとなっており、第1条関係は平成30年4月1日適用、第2条関係は平成31年4月1日施行に係るものでございます。

まず、改正条例第1条関係でございますが、第24条の宿日直手当で、普通宿日直は1回につき4,400円、病院勤務の医師については2万1,000円、看護職員及びその他の職員は5,500円ということで改正をいたします。

第28条第2項では勤勉手当の額を規定しておりますが、現行は、月に関係なく基礎額に100分の90を乗じることとしているところ、改正案では6月に支給する場合には同様の割合、12月に支給する場合には100分の95の割合といたします。これは、12月支給分で人勤による引き上げ分の0.05月分の調整を行うためでございます。

第2号では再任用職員に係るもので、同様に、6月には現行と同様で、12月支給で引き上げ分の調整を行い、100分の47.5とします。第5項では、読みかえ規定の改正でございます。

次に、別表第1は行政職給料表の改正で、38ページまで。それから、別表第2は医療職（Ⅰ）の給料表で、医師に適用するものでございますが、それが42ページまで。それから、別表第3は医療職（Ⅱ）の給料表で、医療技術職に適用するもので、46ページまで。別表第4は医療職（Ⅲ）で、看護師、准看護師に適用するものでございます。

それから、53ページの第2条関係では、改正案の第14条、第15条で扶養手当を規定しておりますが、表現の改正とあわせて、医療職（Ⅰ）給料表の4級の適用を受けることとなった職員、あるいは4級以外となった職員に扶養親族がある場合の規定を新たに加えるものでございます。この関係につきましては、追加の審議資料、最後のページ、74ページを見ていただきますと、扶養手当の額の見直しの段階的实施として、特に表中、網かけをしている行でございますが、本町では医療職4級が該当いたします。病院の院長職のみが該当するわけですけれども、31年度から子以外の扶養親族に係る手当が段階的に見直されて、31年度は3,500円、32年度は不支給ということになります。

次に、55ページに戻っていただきまして、改正案の第27条の期末手当でございます。第2項で、現行では6月及び12月に支給する割合が異なりましたが、これを100分の130として、同じとするものです。第3項は再任用職員ですが、同様に100分の72.5となります。

第28条は勤勉手当です。第2項第1号で、期末手当と同様に6月と12月期を同じにして100分の92.5とし、同項第2号の再任用は100分の45と改正をいたします。

次に、57ページは、関連して、新温泉町職員の給与に関する規則の一部を改正する規則でございます。59ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。改正規則第1条関係ですが、規則第70条で、宿日直手当の額を人勧に合わせて改定をいたします。

次に、第79条第2号及び第3号で、勤勉手当の成績率を国の基準の改正に伴い改正をいたします。

また、別表第7では、医療職（Ⅱ）に係るものですが、給料改定に伴い、2級上の昇級時の号給対応表を改正するものでございます。

次に、61ページは改正規則第2条関係で、先ほど説明した第1条関係で、第79条の改正案が現行となり、その改正では勤勉手当の成績率が、第2号では100分の185以下、第3号では100分の94以下の割合となります。

また、様式第2号の文言の改正でございます。57ページ、改正規則の附則でございますが、第1条で、この規則は公布の日から施行し、改正規則第2条の規定は平成31

年4月1日から施行いたします。また第2項で、第1条による改正後の給与に関する規則は平成30年4月1日から適用いたします。それと、附則第2条では、本年度中においてこの規則の施行日前後の期間における昇給または復職時等の号給の取り扱いに関する経過措置でございます。

62ページをお開きいただきと思いますが、新温泉町技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則でございます。給料についてのみの改正でございます、手当は一般職に準拠することとなっておりますので、改正は不要でございます。67ページから73ページまでが別表第1、給料表の新旧対照表でございます。

それでは、66ページに戻っていただき、附則でございます。この規則は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。また、支給済みの給与は改正後の給与の内払いとみなします。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則でございます。第1条で、この条例は公布の日から施行しますが、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するとしております。また、改正条例第1条による改正後の給与条例は、平成30年4月1日から適用いたします。附則第2条では、支給済みの給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす旨、規定しております。附則第3条では、平成31年度の期間において、さきに説明した追加審議資料の最後のページの内容に関する読みかえの特例を規定しております。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第93号

○議長（中井 勝君） 日程第4、議案第93号、平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成30年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑は全般でお願いいたします。ありませんか。よろしいですか。

1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 全般ということで、歳入歳出含めて、トータルで552万3,000円というお金が出ていきます。先ほどの条例改正等も含めて、私どもにも入ってくるのではないかなというふうに思っております。いろんな不祥事であったり、いろんな事柄がこの町に限らず全国で起きてはおりますけれども、やはり地場消費というように考えますと、特にこの町、この店、この町に店を構えている商店等で地場消費をするということを、やはり行政のトップから促すと。自粛も、確かに町民感情も含めて考えますと大切なことかも知れませんが、私どものような小さな会社でも、よそからお金を引っ張って帰ってこれるところは別といたしまして、地元の消費につながるような促し方を、町のトップとして、職員はもとより、町民全体に波及をさせてやっていただきたいなど。自粛だけがよかれというものではないということを申し上げておきたいなと思います。いかがですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 私も民間出身ということでこの場に立たせていただいております。民間がいかに厳しいか。特に、一般商店含めて、事業所がどんどんどんどん少なくなっている、そういう厳しい現状があります。そういった現状をやはりきっちりと踏まえた上でこの予算執行、一般会計でしたら100億あるわけですけど、そういった予算を極力地元で消費する、そういう方向できっちりと見ていきたいと思っておりますし、地元があってこそ我々の事業もできると思っております。地方自治体の存在は、それぞれ各地域の住民一人一人があってこそ、こういう役場もあり、いろんな事業所も役所もあると思っております。池田副議長の言われたことを肝に銘じて、予算執行に当たっては地元中心にやっていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 9 時 2 7 分休憩

午前 9 時 2 7 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第 9 4 号から議案第 1 0 1 号までの平成 3 0 年度特別会計及び公営企業会計 8 会計の補正予算につきましては一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第 5 議案第 9 4 号 から 日程第 1 2 議案第 1 0 1 号

○議長（中井 勝君） 日程第 5、議案第 9 4 号、平成 3 0 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、日程第 6、議案第 9 5 号、平成 3 0 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程第 7、議案第 9 6 号、平成 3 0 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程第 8、議案第 9 7 号、平成 3 0 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程第 9、議案第 9 8 号、平成 3 0 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 3 号）について、日程第 1 0、議案第 9 9 号、平成 3 0 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 4 号）について、日程第 1 1、議案第 1 0 0 号、平成 3 0 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 2、議案第 1 0 1 号、平成 3 0 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 4 号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 9 4 号、平成 3 0 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてから議案第 1 0 1 号、平成 3 0 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 4 号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第 9 4 号、平成 3 0 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第95号、平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第96号、平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第97号、平成30年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第

4号)について、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中井 勝君) お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中井 勝君) 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中井 勝君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第98号、平成30年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第3号)について、これから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中井 勝君) ありませんね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中井 勝君) 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中井 勝君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第99号、平成30年度新温泉町水道事業会計補正予算(第4号)について、これから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中井 勝君) お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中井 勝君) 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中井 勝君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第100号、平成30年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第2号)について、これから質疑に入ります。質疑お願いします。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第101号、平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第102号

○議長（中井 勝君） 日程第13、議案第102号、肉用牛生産施設建築工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、肉用牛生産施設建築工事の請負変更契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） それでは、議案第102号、肉用牛生産施設建築工事請負変更契約の締結につきまして御説明をさせていただきます。説明の都合上、審議資料の追加ナンバー2の75ページをお願いいたします。

昨日、補正予算1,450万をお認めをいただきまして、同日付で仮契約をいたしております。9月の本契約締結の際にも御説明したところでございますけれども、敷地の地

盤改良工事が想定されたということに伴いまして、予算調整の結果、当初設計の中に敷地内のコンクリート舗装工事全てを計上することができなかったこと、また、既存のAパート牛舎の管理棟のトイレを利用するように考えておったわけですが、施設の利便性を高めるため、今回トイレ棟と舗装工事を追加するものでございます。

3の契約金額でございます。当初請負額1億411万2,000円に、1,448万1,720円増額となりまして、変更後の請負額は1億1,859万3,720円となるものでございます。

次の76ページをお願いいたします。舗装工事に関しましては、細い斜めのハッチでお示ししている堆肥舎付近の既設と表示している範囲につきましては、先ほど御説明しましたとおり、当初契約の中に含まれているものでございます。図面の右側に記載しているとおり、太い斜めのハッチで示している範囲が今回追加をするものでございます。面積は1,035平米、舗装の構成は図面の右下に記載をしているとおりでございます。地盤状況が悪いということから一部改良を見込んでおります。

トイレ棟の位置につきましては、A棟の右下を予定をいたしております。浄化槽によりまして排水処理を行って、少し図面見づらいですが、敷地に隣接する水路に放流するように計画をいたしております。

また、トイレ棟の平面図、立面図につきましては、次の77ページに記載をいたしております。大小のトイレ各1個と、手洗い1個と最小限の敷設ということで計画をいたしております。

それでは、議案の追加ナンバー2にお戻りをいただきたいと思っております。1の契約の目的、肉用牛生産施設建築工事。2、契約の方法、随意契約。3、契約の金額、1,448万1,720円の増額となりまして、変更後の全体額は1億1,859万3,720円。4、契約の相手方、兵庫県美方郡新温泉町芦屋338番地の1、株本建設工業株式会社、代表取締役社長、株本寛でございます。

以上で説明終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、浜田直子君。

○議員（12番 浜田 直子君） 済みません、この1,448万1,720円の財源の内訳を教えてください。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 基本的には補助対象外となりますので、一般財源ということになります。以上でございます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 追加、増額の1,448万1,720円の決定根拠をお示し  
いただきたいのが一つ、それとあわせて、トイレ棟なんですけれども、このプランをば  
っと見ると、小便に立ったときに、大便の方が、大便かわかりませんけれど、中から出  
たとき、お尻が当たってしまうという状況で、出られないということになろうかなと思  
うんですけど、このあたり改善できなかったのかなというようなことについてお聞きで  
きますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 金額の決定根拠ということで、委員会報告の中にもあ  
りましたけれども、大きな内容はトイレ棟の追加と舗装工事の追加ということになりま  
す。そういう中で、内訳の中で、トイレ棟につきましては約330万円になります。残  
りが舗装工事となります。

それから、今のトイレの使い勝手という話になるわけですが、一応、使い勝手  
といいますか、現在こういう計画をしてるところで御理解をお願いできたらとい  
うふうに考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私がお聞きしたかったのは、当初契約自体が入札の不調  
になったことによって随契ということになったと。随契になった場合に、この増額変更  
するということについて、一般的な入札の決定、いわゆる落札による決定の場合は落札  
率を換算する、要は設計価格に対して入札の落札率を勘案して最終決定するというふう  
に私は認識してるんですけども、今回の場合、そのあたりについての処理をどうされ  
たのかということをお聞きしたいと思いますし、あと、まだ工事ができてないわけ  
ですから、利用に不都合があるようであれば考える、設計がとりあえずこれであってもこれ  
でいいのかなということは、後戻りするっていうことは全然問題ないと思いますので、  
とりあえずこれで増変更したとしても、何らかの改善できるものであればされたい  
と思うし、全く要らないんだということではいられるのであれば、それはそれでそういう  
判断だと思いますけれども、いろいろと議会を通るということについては一般の方から  
も声が出てきたりしますんで、一応そういったことについて御検討いただければとい  
うところです。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 今のトイレの関係につきましては、受注会社とも再検  
討したいと考えております。

それから、請負率の関係ですけども、随意契約になったということがあるんですけど  
も、当初契約の中で、最終的には正規契約に近い金額での請負率となっておりますので、今  
回の増額がほぼほぼ同額の形で請負額になっているということですので、御理解をお願  
いいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） いいですか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 一般的にそういった、考え方っていうのも多分あろうかなとは思いますが、落札しなかった、しなかったから随契になって、だからといって、設計額そのままが増額になるということについて、じゃあ最初の設計は何だったんだっていう話になったりすると思うんです。この金額自体を、例えば設計ではなくて、業者さんから上がってきた見積もりが根拠になっているのか、それとも設計者が、言ってみれば工事管理者が今管理されていると思うんで、そちらが算出されて出したものか、そのあたりについては一定の、両者、要は発注者と受注者の関係ですので、強引なわけにいかないわけですが、そのあたりについては、確かにこうでなきゃいけないというものはありませんけれども、単純に町民から見てもどうか、また、町民でなくて、同業者が見てもどうかということが納得できる経緯といたしますか、そのあたりが説明できるほうがいいだろうと思いますので、これを拒否するわけではありませんけれども、やっぱりバックデータなりなんなりというのはお考えいただいといたほうが私は好ましいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 当初契約の段階で見積もり比較をする中で、違った内容という、主なものは見積もりの製品の価格に対する考え方、これが若干違ったのかなというふうには捉えております。今回につきましての設計金額の算出につきましては、当然設計者が算出をいたしまして、受注者と合意の中で仮契約ということに至っておりますので、その点は御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 済みません、先ほどの財源の問題で、追加で説明をさせていただきます。一般会計補正の第5号で既にお認めいただいたわけですが、その財源としましては、国県補助対象外ということでございますが、合併特例債ということで、地方債の変更ということで1,370万円というような特例債を充当いたしておりますので、報告をさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 充当だそうです。

そのほか。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

それでは、お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 意見書案第3号

○議長（中井 勝君） 日程第14、意見書案第3号、防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） それでは、防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書案につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

近年、地震や津波、台風、局地的豪雨が頻発しており、ことしだけでも大阪府北部地震や北海道胆振東部地震、7月豪雨、台風第21号、台風第24号など、さまざまな被害に見舞われていると。兵庫県新温泉町の浜坂地域においても、平成2年の台風19号では二級河川久斗川の堤防が決壊し、死者1名、一部損壊3棟、床上浸水181棟、床下浸水447棟の被害を受け、公立浜坂病院も床上浸水したため孤立し、病人搬送にヘリコプターが出動する深刻な事態となりました。

この台風被災を契機に、国及び県により、岸田川、久斗川を初めとして治水対策、土砂災害対策に積極的に取り組んでいただいたところではありますが、河川改修や砂防・治山の整備が進んでいない箇所における浸水や土砂による被害、護岸等の変状などが発生している。

また、本年6月に土木学会が発表した、国難をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告書では、事前に公共インフラ対策を行うことにより、経済被害が3分の1から6割程度軽減できることが示されました。加えて、社会基盤施設では急速な老朽化が進む中で、その機能を継続的かつ効果的に発揮させるためには、適切な維持管理・更新を進めていくことも緊要であり、町民の生命や財産を守るためには防災・減災に対する取り組みをさらに加速させる必要がある。

よって、本町議会は、頻発する自然災害から町民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持発展させるために必要な防災・減災対策をより一層強力に進めるため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

1、地震や津波に備えた事前防災の観点から、対策に必要な予算措置を講ずること。

2、平成30年7月豪雨、台風第21号など激甚化・多発化する災害を踏まえ、防災事業を計画的に実施していくため、治水対策、高潮対策、土砂災害対策、道路防災対策

等に必要な予算措置を講ずること。

3、災害時の機能保全、安全性確保の観点からも、社会基盤施設の老朽化対策や適正な維持管理に必要な予算措置を講ずること。

4、国難をもたらす巨大災害に備え、発災後の救援支援活動への支障や社会経済活動の機能不全などを回避するために必要となる北近畿豊岡自動車道・山陰近畿自動車道の整備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先につきましては衆議院議長、大島理森様を初め9名に送付いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 提出者の説明終わりました。

提出者に対する質疑がありましたらお願いいたします。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） この意見書案を発議する経過について説明いただきたい  
と思います。

○議長（中井 勝君） 阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） この件につきましては、県議会が先行して意見書を国に  
上げております。県議会からの要請がありまして、但馬の中で豊岡市が調整役をいた  
だいておりますけれども、今のところ但馬全ての市町が意見書を提出するという方向で動  
いているということでございます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

質疑を終了いたします。御苦労さまでした。

それでは、質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会並びに政府関係機関に提出することに御異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決する  
こととし、別紙意見書を国会並びに政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま採択されました意見書第3号につきましては、字句等の  
整理を要する場合は議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処理することに決定しました。

---

日程第15 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（中井 勝君） 日程第15、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から別紙のとおり閉会中における所管事務調査の申し出が出されておりますのでこれを承認したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり承認することに決定しました。

---

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたします。

第91回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る12月5日の開会以来、本日まで条例の制定、改正及び補正予算など重要な行政課題について審議してまいりました。審議に当たっては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得たものであり、その御精励に対し深く敬意を表します。また、町長初め執行部の皆さんにおかれましては、審議の過程での意見並びに要望を十分に尊重され、今後の町政運営に十分反映されますよう、強く望むものであります。

平成最後の年末年始を迎えます。慌ただしく、一段と寒さの厳しい時節になってまいりますが、議員各位並びに町当局の皆様におかれましては御自愛をいただき、町政発展のために御努力を賜りますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

では、最後に、町長、挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 12月定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、追加議案を含め、私どもの提案させていただきました議案に対しまして慎重なる御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。たくさんの御意見をいただきました。議論することの大切さを改めて実感いたしております。

さて、新しい年もすぐそこに近づいてまいりました。議員各位におかれましては一層

御自愛の上、町政のさらなる進展に向け、一層の御支援、御協力をお願い申し上げるとともに、よいお年を迎えられますことを心から念じ、お礼の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（中井 勝君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって第91回新温泉町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前9時59分閉会

---